

米子高専における課外活動に係る活動方針

課外活動については、学校教育の一環として行われるものであり、学生が各種活動に取り組む契機や人材育成の場として運営されてきた。そして、その教育的意義は高い。

一方で、課外活動を持続的に運営できる体制を整えることは喫緊の課題であり、運営上の工夫を行う必要がある。

上記のような課外活動の意義と、現状認識の下、米子高専における課外活動に係る活動方針を定めることとする。

1. 指導・運営に係る体制

- (1) 課外活動の指導教員は、年間の活動計画ならびに毎月の活動計画（含引率計画）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画（含引率計画）を確認することにより、教員・学生の負担が過度にならないよう適宜、指導・是正を行う。
- (3) 校長は、学生や指導教員の負担が過度とならないよう、また教育上の意義を考慮して、参加する大会等を精査する。
- (4) 土曜日および日曜日（以下「週末」）は少なくとも1日を休養日とする。また、大会等の場合を除く週末の活動時間は1日あたり3時間程度とする。
- (5) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (6) 学期中の活動は、授業に支障のない適切な時刻から行うことを可とするが、学生が自主的活動を行う場合も、19時までには下校する。
- (7) 活動は合理的、効率的・効果的に行う。

2. 課外活動指導教員および課外活動指導員の職務・指導上の注意事項

- (1) 校長は学内の実態等を考慮し、各団体に適正な数の指導教員（以下、教員）を配置するが、他に課外活動指導員（以下、指導員）を任用することができる。
- (2) 教員は持続可能な課外活動の運営に協力いただく地域の方々との連携を工夫する。
- (3) 課外活動の過度の負担は、学校生活への悪影響を及ぼすことも想定されることから、教員は授業及びそれに関する時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間や活動内容を助言する。
- (4) 教員および指導員は、課外活動の位置付け、教育的意義、学生の発達の段階に応じた指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、ハラスメント行為や言動は許されないことを理解し、また遵守する。
- (5) 指導員の職務は別に定め、教員とともにその内容を確認する。
- (6) (5)の確認が行われた場合、教員は指導員に練習試合の単独引率を委ねることができる。

課外活動指導員の職務

課外活動は、学校教育の一環として行われるものであり、学生が各種活動に取り組む契機や人材育成の場として運営されてきた。そして、その教育的意義は高い。

一方で、学校や地域の実態に応じて、様々なスポーツあるいは芸術文化に携わる団体もしくは個人の方々との連携をはかり、課外活動を持続的に運営できる体制を整えることは喫緊の課題である。

上記のような課外活動の意義と現状認識の下、ここに米子高専における課外活動指導員には、以下の内容を職務として委ねることとする。

[指導理念]

- 1-1. 課外活動は、学生の自主的、自発的な参加により行われるものであることを認識する。
- 1-2. 課外活動指導員（以下、指導員）は課外活動指導教員（以下、教員）と協力して、学生の活動を支援する。

[指導内容]

指導員は、以下の内で教員と相互に了解が得られたものについて学生支援を行う。

- 2-1. 実技・技術の面で学生支援を行う。
- 2-2. 安全対策に関する知識・技能の指導を行う。
- 2-3. 当該活動内における学生対応を行う。

[管理内容]

指導員は、以下の内で指導教員と相互に了解が得られたものについて、当該部活動における管理を支援する。

- 3-1. 用具や施設の点検・施錠確認等を行う。
- 3-2. 年間活動計画の策定に関して教員および学生を支援する。
- 3-3. 月間指導計画の策定に関して教員および学生を支援する。
- 3-4. 課外活動中に発生した学生間のいじめや暴力行為等の初期対応を行う。
(関係する学生の保護とともに、教員等への連絡対応)
- 3-5. 怪我等が発生した場合の初期対応を行う。
(応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、教員等への連絡対応)